

令和元年12月13日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和元年12月13日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

山本 進 委員長

阿部 眞喜 副委員長

浅野 敏江 委員

伊勢 由典 委員

香取 嗣雄 委員

志賀 勝利 委員

出席議長団（2名）

伊藤 博章 議長

曾我 ミヨ 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	産業環境部長	佐藤 俊幸
建設部長	佐藤 達也	水道部長	大友 伸一
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅之	産業環境部 水産振興課長	草野 弘一
産業環境部長 浦戸振興課長	村上 昭弘	建設部 定住促進課長	星 和彦
建設部 土木課長	星 潤一	建設部 下水道課長	関 陽一
建設部 復興推進課長	鈴木 良夫		

事務局出席職員氏名

事務局長	武田 光由	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一
議事調査係主査	平山 竜太	議事調査係主査	工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第 7 6 号 塩竈市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例

議案第 7 7 号 塩竈市下水道事業の設置等に関する条例

議案第 7 9 号 令和元年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 8 1 号 令和元年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算

議題第 8 5 号 市道路線の認定について

午前10時00分 開会

○山本委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会します。

本日の議題は、議案第76号「塩竈市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例」、議案第77号「塩竈市下水道事業の設置等に関する条例」、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第81号「令和元年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」、そして議案第85号「市道路線の認定について」の5件であります。

これより、議事に入ります。

議案第76号及び第77号、第79号、第81号、第85号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。

佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、議案第76号「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例」ほか、計5件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、順次、当局より説明を求めますが、既に議案は配付されておりますので、説明は簡潔に、簡潔にお願いします。

それでは、説明をお願いします。星土木課長。

○星建設部土木課長 それでは、議案第76号「塩竈市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例」について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.2「令和元年第4回塩竈市議会定例会議案」の14ページをお開き願います。あわせて、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」の5ページをお開き願います。説明は、主に資料No.5でご説明いたします。

初めに、1. 概要ですが、本市の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、徴収する分担金に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

2の条例の主な内容ですが、がけ崩れ対策事業に係る施行区域内に存する土地所有者などから分担金を徴収するため、必要な事項を定めるものです。

条例の概要としましては、趣旨として、第1条関係ですが、がけ崩れ対策事業に要する費用に充てるため、地方自治法の規定に基づき徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものです。

分担金徴収の第2条ですが、分担金は、がけ崩れ対策事業に係る施行区域内に存する土地所有者から徴収することを定めるものです。

次に、第3条ですが、こちらについては、分担金の総額は、がけ崩れ対象事業に要する費用の100分の5とし、各受益者の分担金の額は、受益の程度に応じ市長が定めるものです。

賦課期日及び納入期限の第4条ですが、分担金の賦課期日はがけ崩れ対象に係る工事の着手日とし、納入期限はその都度、市長が定めるものです。

徴収猶予及び減免の第5条ですが、市長が特別の事由により、特に必要と認めるときは、分担金の徴収を猶予、減免することを定めるものです。

第6条については、委任について記載させております。

3の施行日は、公布日といたします。

本条例の案文は、資料No.2の14ページに記載されておりますので、後ほど、ごらんいただければと思います。

議案第76号の説明は、以上となります。よろしくご審査のほど、お願いします。

○山本委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 それでは、下水道課から、議案第77号「塩竈市下水道事業の設置等に関する条例」について、ご説明いたします。

資料番号2と資料番号5番をご用意いたします。

まず、資料番号2「令和元年第4回塩竈市議会定例会議案」の16ページ、17ページをお開き願います。

今回の条例につきましては、17ページに記載しております提案理由にございますように、下水道事業と漁業集落排水事業につきまして、地方公営企業法の一部を適用した公営企業会計に移行するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、16ページ、下のほうをごらんください。

附則でございます。この条例の施行日につきましては、令和2年4月1日からでございます。

また、この附則の2以降につきましては、本条例の制定に伴いまして、改正が必要となる条例について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、条例の内容について、ご説明いたします。資料番号5「第4回市議会定例会議案資料」の6ページをお開き願います。

1番の概要につきましては、提案理由と重複する部分がございますので、重複しない部分だけ説明させていただきますと、平成27年と平成31年に総務省から「公営企業会計の適用の推進について」ということで要請がありまして、本市においても地方公営企業法の一部を適用した公営企業会計に移行するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

2番、条例の主な内容であります。公営企業会計に移行するための必要な事項を定めております。あわせて関連する条例の一部についても改正するというものでございます。

その下の表の部分で、条例の内容について、ご説明させていただきます。

第1条関係では、公共下水道事業、漁業集落排水事業を合わせた下水道事業の設置を定めるものでございます。

第2条関係では、地方公営企業法の適用を財務規定のみとし、この適用の期日を定めるものでございます。

第3条関係では、下水道事業の経営の基本理念と経営の規模を定めまして、第4条から第7条関係では、予算で定めるべき資産の取得及び処分基準や議会の同意等を要するものの基準などについて定めるものでございます。

附則の第2項及び第3項関係では、関連する条例の一部改正としまして、塩竈市特別会計条例から下水道事業と漁業集落排水事業を削除するとともに、漁業集落排水処理施設、汚水処理場になりますが、その設置等に関する規定を整理するという内容となっております。

3番の施行日につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、資料番号2の15ページから17ページには、今回、制定しようとしている条例を掲載しておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

議案第77号については、以上でございます。ご審査のほど、よろしく申し上げます。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 おはようございます。

ここからは、ただいま議題に供されております各号議案のうち、議案第79号「令和元年度塩

「竈市一般会計補正予算」の説明となります。各担当課長より所管の事業についてご説明申し上げます。

私からは水産振興課所管の事業について、ご説明したいと思います。説明に用います資料は、資料番号3と資料番号4、それに資料番号5になります。

それでは、初めに、資料番号4の「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

ページ中段にございます第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費に、地域おこし協力隊活用事業費として319万7,000円を増額補正する内容でございます。各節の補正額は、右側のページの第1節から第19節までになりまして、いずれも新たな協力隊員2名を受け入れるために必要となる経費を計上するものであります。

各節の内容について申し上げますが、まず、第1節報酬132万8,000円につきましては、新たな協力隊員2名に支給いたします非常勤職員の報酬となります。第4節共済費21万6,000円は、協力隊員の雇用に伴います社会保険料等の事業主負担を計上するもので、第8節報償費91万3,000円は、協力隊員の育成・指導に当たります刺し網漁師の皆さん及びノリ養殖会社への講師の謝金という形になります。

また、第11節需用費28万円及び第12節役務費5,000円につきましては、協力隊員の活用に資する消耗品等を計上するもので、第14節使用料及び賃借料9万7,000円につきましては、こちらは、協力隊員がご家族と浦戸諸島でお暮らしになるといった場合も想定しまして、あらかじめ公営住宅の借上料を計上したものでございます。

最後に、第19節負担金補助及び交付金35万8,000円は、各種出席負担金といたしまして、協力隊員が船舶免許、それに無線免許等を取得するための研修の受講料を計上するものでございます。

こちらが歳出の内容になります。こちらの歳出には、特別交付税が充てられるというところになります。

続きまして、同じ資料番号4の21ページ、22ページをお開きください。

上から3段目にございます第11款災害復旧費第1項農林水産業施設災害復旧費第1目漁港施設災害復旧費に1億5,000万円の増額補正を計上するものでございます。

こちらは、ページの右側でございますように、漁港施設災害復旧費、具体的には寒風沢漁港のH-1m物揚場の災害復旧に係る経費として、第15節工事費に1億5,000万円を計上するも

のとなります。

こちらの歳出予算に充当される財源につきましては、同じ資料番号4の3ページ、4ページにお戻りいただきたいと思ひます。

こちらのページの2段目にございます第14款国庫支出金第2項国庫補助金第7目災害復旧費国庫補助金第1節農林水産業施設災害復旧費補助金に1億4,760万円を計上したところでございます。こちらは漁港施設災害復旧費補助金としまして、事業費に充てられます財源、国庫補助金になります。補助率は98.4%となりまして、残りの1.6%につきましては、震災復興特別交付税が交付されますので、市からの持ち出しは生じないという形になります。

以上が歳入歳出補正予算の内容となりますが、次に、資料番号3の「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算書」の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

こちらの第2表 債務負担行為補正の1. 追加というのがございますが、その2段目にございます、令和元年度寒風沢漁港H-1m物揚場工事に係る債務負担行為を補正するものでありまして、表にありますとおり、その期間を令和2年度、限度額を1億5,000万円と設定する内容でございます。

以上が債務負担行為補正の内容となります。

続きまして、各事業の内容をご説明申し上げたいと思ひますので、資料番号5の「第4回市議会定例会議案資料」のほうをお開きいただきたいと思ひます。35ページになります。

まず、こちらは、「地域おこし協力隊の内容について」、取りまとめた資料となります。

1番の概要であります、本市では、平成27年度より地域おこし協力隊の隊員の募集を開始しまして、主に桂島地区のノリ養殖漁業、それに寒風沢地区の刺し網漁業の後継者育成に取り組んでいるところでございます。今回、新たに2名が協力隊員に募集する見込みとなったことから、所要経費の補正予算を計上しておりますので、ご審査を賜るといふ内容でございます。

2番の地域おこし協力隊の概要につきましては、表をご参照いただきたいと思ひますが、特に(4)番、特別交付税措置という欄がございますが、これは協力隊の活動経費、あるいは、その起業・継承募集等に関する経費が、上限はありますが特別交付税に参入されると。そしてそれが実際に交付されるという大きな特徴点がございます。

次に、3番の本市の取組内容でございますが、本市では、平成27年度より募集を開始しまして、先ほど申し上げました両地区の後継者育成に取り組んでおるところでございます。募集

活動としましては、新規漁業者の就労支援イベントでのパンフレット配布等、あるいは、県が主催する「みやぎ漁師カレッジ」に講師を派遣するなどしてPRに努めているところでございます。

また、あわせて、その浦戸での暮らしをイメージできるように「一泊島体験ツアー」なども実施しているところでございます。

現在、桂島地区では卒業生2名がノリ養殖会社にて養殖業に従事しており、寒風沢地区におきましては現在1名、これが入隊2年目になりますが、今、協力隊員として活動中でございます。

最後に、4の事業費及び財源内訳についてであります。これは先ほど申し上げました募集の取り組みが功を奏しまして新たに2名、内訳としましては、ノリ養殖が1名、刺し網が1名、この2名の隊員が応募する見込みとなったことから、先ほどご説明申し上げました319万7,000円の補正を行うものであります。

なお、財源全て一般財源とはなっておりますが、先ほど申し上げました特別交付税措置があるため、市としての持ち出しは生じないということになります。

以上が、地域おこし協力隊の補正内容となります。

続きまして、同じ資料番号5の47ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらは「寒風沢漁港の災害復旧工事について」、取りまとめた資料となります。

まず、1番のこれまでの経過について、ご説明いたします。

東日本大震災で被災した寒風沢漁港の施設の災害復旧につきましては、平成27年度に「23年災第9209号外6件寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事」を発注し、工事を進めているところでございます。しかしながら施工箇所の一部でありますH-1m物揚場、こちらのかさ上げ工事施工後、不等沈下が生じてきているという状況になっております。

このため、市といたしましては、沈下の経過観察を行うとともに、対応策を国・県と協議してきました。その調査の結果、震災を起因とする土中のくいの損傷が沈下の原因と判断され、本年9月に災害復旧事業の対象となる「手戻り工事」として、既存の物揚場を一旦撤去しまして、そして、それを新設するという工事の施工が認められたところでございます。手戻り工事は箱囲みにありますように、災害復旧工事期間中において、施工完了箇所が、発注者・施工者の責によらず、自然災害で被災した、あるいは、していた場合に、災害復旧の中で再度施工が認められる工事ということになっております。

ここで、これまでの経緯、あとは、寒風沢漁港の現況を詳しく説明しますので、次の48ページ、A3判のカラー塗りの資料を見ていただきたいと思います。

まず、ページの上の右側の2の物揚場断面図という図面がございます。こちらをごらんいただきたいと思いますと思いますが、こちらは物揚場を縦切りにした断面図になりまして、これは「栈橋式」と呼ばれる物揚場になっておりまして、鋼鉄製のくいを岩盤に到着するまで打ち込みまして、その上にコンクリートの物揚場を打設するという構造になっております。

さきの東日本大震災におきまして、地盤、島全体が沈下したということをご踏まえまして、くいの健全性を確認した上で、既存の物揚場の上に、この図面の赤い部分でございますが、55センチをかさ上げしたところ、沈下が生じたという経過になります。

沈下の状況につきましては、この図面の左側の平面図、この上から眺めた図をごらんいただきたいと思いますと思いますが、この物揚場、延長74.9メートルでございますが、11枚の床板、コンクリートの板が連なるような形をしておりまして、かさ上げの工事をした後に、この赤囲みの部分6カ所でございますが、こちらに沈下が生じているという状況になります。

具体的には、図面をご参照いただきたいと思いますと思いますが、右側につきましては、床板の1番と2番の間が陸側に181ミリ、海側に94ミリ沈下しておりまして、その左側につきましても、陸側に350ミリ、海側に213ミリというふうな沈下が見られております。同様、図面中央のその赤囲み4カ所につきましても、海側・陸側それぞれ沈下が生じておりまして、大きいところで約200ミリぐらいの沈下が確認されているというところでございます。

次に、ページ中段の写真をごらんいただきたいと思いますと思いますが、この写真は、物揚場を海側から撮影したものでございまして、沈下の状況と、あとは、海中に設置されているくいの位置を示すために掲載させていただきました。写真を注意深くごらんいただきますと、一番右側の1番と2番、この部分が沈下しておりまして、お隣の3番の部分と段差が生じていること。あと、さらには、写真中央の6番から8番付近にかけても、やや沈下が生じておりまして、9番との間に段差が生じているということがおわかりいただけるかと思っております。

こういった現場の状況を踏まえまして、この資料の右下の箱囲みの被災概要というところでございます。この②にありますとおり、技術者がくいの状況を実際に確認しました。その結果、目視可能な範囲ではくいの損傷による沈下ではないということが確認できましたので、まず、地中に埋まっているくいを疑いまして、この箱囲みの③にありますように、ボーリング調査、それに「非破壊調査」と呼ばれます孔内磁気探査及び弾性波探査を実施しまして、

原因究明に当たったところでございます。

その調査結果を示しますのが、このページの一番下にあります4番、土中内の損傷状況となります。この図面につきましても、物揚場の正面から見た海面から岩盤までの調査結果をあらわしたものでございます。

まず、ボーリング調査の結果によりますと、海底の地層は、このように色分けのとおりとなつてございまして、上からグレーの沈泥土層、つまり泥のようなもの、その下にオレンジ色の砂質土層、これは砂系の層という形になります。その下には青系の粘性土層、つまり粘土のようなもの。その下にグリーンの岩盤土層というような形になっていることがわかりまして、くい全体のうち11本を非破壊調査により調べたところ、図面にあります赤のバツ印、この箇所損傷が生じているということがわかりました。この特徴としましては、各地層の境界付近、この辺に多いというのが、特徴だというふうに理解しているところでございます。

なお、この損傷の原因についてですけれども、これは、この右の箱囲みの④に記してございますが、大規模な地震が発生した際に、各地層の揺れ方が、その地層の性質、あるいは、粘度によって異なるため、くいに不均衡の負荷が生じた、それによって損傷したというふうに判断されたところでございまして、その調査結果をもって、国・県と協議を重ねた結果、これは自然災害に起因する被災であるということが判断されまして、手戻り工事というような施工が認められという一連の経過になります。

それでは、また、申しわけありません。1枚前に戻っていただきまして47ページで説明をしていきます。

ページの真ん中あたりの2番、今後の対応になります。物揚場を手戻り工事として施工することに伴いまして、本定例会において、先ほどご説明しました債務負担行為の補正、それと、現在進めております工事契約の一部を変更するという手続をとるということになります。

(1) 番のH-1m物揚場手戻り工事の概要でございます。

まず、①番にありますとおり、工事内容は、既存の物揚場の撤去工、それに下部工、上部工一式となりまして、手順としましては、一旦、物揚場のコンクリート部分を撤去するとともに、既存のくいも海底付近で切断した後に、新たなくいを岩盤まで打ち込み、上部に物揚場コンクリート打設するというような手順で施工することになります。

②番の工事期間は、本年度から令和2年度まで。概算工事費は、現在の概略設計によりまして3億円と見込まれておりますので、今期定例会に上程しております、先ほど申し上げまし

た1億5,000万円の補正予算、それに1億5,000万円の債務負担補正、これを合わせまして複数年の契約をしたいというふうに考えております。

また、④番の各年度の事業費内訳につきましては、表記載のとおりでございまして、各年度1億5,000万円ずつと。予算措置の時期につきましては、表の右側にあります、本年度分については、今般の補正、令和2年度は当初予算にて措置したいと考えております。

また、次に、現工事契約の変更につきましては、契約金額を285万1,200円を減工するものでございまして、理由につきましては、当該物揚場が手戻り工事として施工することになりましたので、現工事にて保留しておりました渡板の設置工等を減じるものでございます。なお、こちらの契約関係につきましては、一昨日の総務教育常任委員会で審査をしていただいております。

最後に、3番の今後の予定でございます。

本議会におきまして、関連議案をお認めいただきました暁には、来年の1月に手戻り工事に係る仮契約を締結いたしまして、2月定例会に関連議案を提出させていただきたいと考えております。改めてご審議を賜りたいと思います。その後、2月定例会にて関連議案を議決いただいた後に工事着工、令和3年3月に竣工する予定というふうに、今現在、考えているところでございます。

以上が事業の概要でございます。ちょっと長くなりまして申しわけございませんでした。以上です。

○山本委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 続きまして、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、復興推進課所管分につきまして、ご説明いたします。

資料は、資料番号4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」の7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

第2款総務費第1項総務管理費第21目東日本大震災復興交付金基金費第25節積立金といたしまして、1億6,380万8,000円を計上してございます。こちらにつきましては、平成30年度の決算の確定に伴いまして、金額が確定いたしました各事業におけます不用額、こちらを東日本大震災復興交付金基金費のほうに積み戻すものでございます。

復興推進課からの説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○山本委員長 村上浦戸復興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、浦戸振興課から、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、浦戸振興課所管分についてご説明をさせていただきます。

今回、補正予算に計上しておりますのは、塩竈市敬老乗船券事業でございます。ご説明させていただきますので、資料No.4及びNo.5をお手元にご用意いただきたいと思います。

初めに、歳出についてご説明いたします。

資料No.4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」の11ページ、12ページをお開きください。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費といたしまして、92万円の補正予算を計上いたしてございます。

次に、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」の36ページをお開きください。

1. 概要について、ご説明をさせていただきます。

敬老乗船券事業につきましては、昭和49年から始まった事業でございます。浦戸地区に住所があり、市営汽船を利用している満70歳以上の高齢者を対象に、外出支援等の福祉の増進を図るため、敬老乗船券を交付してございます。敬老乗船券の利用枚数は、年々増加してございまして、今年度も増加が見込まれることから、増額分について補正予算を計上するものでございます。

次に、2. 補正内容等について、ご説明いたします。

敬老乗船券は、塩竈港から浦戸地区までの乗船券、月8往復分を、3月及び9月の2回に分けて交付いたしまして、利用実績に応じて市が乗船料を負担しているものでございます。乗船券の使用率は、例年、交付枚数の50%前後となっておりますので、今年度当初予算においても50%の使用率を見込んで計上させていただきました。しかしながら、10月末の使用率が31.5%となっており、現在までの月平均の執行額をベースに、今後5カ月の執行額を想定いたしますと、不足額が生じると見込まれますので、補正予算を計上いたしました。

次に、敬老乗船券使用率の推移について、ご説明いたします。

ページ中段の表をごらんいただきたいと思います。平成28年度で48.7%、平成29年度で50.6%、平成31年度で51%となっております。

最後に、事業費及び財源内訳について、ご説明いたします。

先ほどもご説明いたしましたが、事業費は92万円、財源は一般財源となっております。

以上で、塩竈市敬老乗船券事業についての説明を終わります。ありがとうございました。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 私からは、同じく、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」の定住促進課関連分につきまして、ご説明させていただきます。

資料は、資料No.4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」と資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」をご用意いただきたいと存じます。

初めに、説明の都合上、資料No.5の議案資料の27ページをお開きいただきたいと存じます。

「災害救助法に基づく応急修理及び市営住宅の災害復旧について」でございます。

1の概要でございますが、令和元年台風第19号により、準半壊及び半壊と判定されました住宅で、災害救助法に基づき、日常生活に必要最小限の応急修理を行うため、また、同台風によりまして被災いたしました市営住宅の復旧を行うために、今回、補正予算をお願いするものでございます。

2の災害救助法に基づく応急修理につきましては、まず（1）の補正内容でございます。①半壊及び大規模半壊の場合は限度額が59万5,000円となっております。1件分の予算をお願いして、計上させていただいてございます。

次に、②の一部損壊のうち準半壊と判定されましたものにつきましては、限度額が30万円となっております。3件分の予算を計上してございます。合計いたしますと149万5,000円となります。なお、応急修理の受け付け期間につきましては、令和2年1月11日までと、県より延長の通知が2回なされてございます。応急修理の受け付けにつきましては、現在、準半壊の方から3件の申し込みがございまして、

（2）の事業費及び財源内訳につきましては、表記載のとおりでございますが、県支出金につきましては、災害救助費負担金を財源とさせていただいてございます。

次に、3の市営住宅の災害復旧につきましては、（1）の被災内容でございますが、①の被害住宅は、7団地15カ所ございました。②の被害内容でございますが、強風によります雨漏り、窓ガラスの破損などが生じてございます。

（2）の事業費及び財源内訳は、表記載のとおり、事業費が295万円となっております。

（3）のこれまでの取組及び今後の予定でございますが、10月から被害の調査及び応急対応を実施させていただいてございます。

次に、恐れ入りますが、同じ資料No.5の41ページをお開き願います。

「塩竈市子育て・三世同居近居住宅取得支援事業について」をごらんいただきたいと存じ

ます。

1の概要でございますが、平成30年度より、若い世代の転入人口増加策といたしまして、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業を開始し、今年度も引き続き、事業に取り組んでおるところでございます。今年度は、前年度を上回る申請件数となっておりますので、補正予算をお願いするものでございます。

2の事業内容等でございますが、(1)の補助対象者及び(2)の補助対象経費につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

(3)の受付件数ですが、10月末時点では36件となっております。本年度当初予算では30件と見込んでおりましたので、6件予定を上回っております。今後の見込み件数でございますが、合計40件と見込み、補正分といたしましては10件、500万円の補正予算をお願いするものでございます。

3の事業費及び財源内訳につきましては、表記載のとおりでございますが、その他の欄に記載してございます財源は、ふるさとしおがま復興基金繰入金でございます。

4の今後の予定でございますが、令和2年3月まで申請を受け付けさせていただきます。

次に、資料番号4の補正予算説明書の11ページ、12ページをお開き願います。

初めに、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第3款民生費第4項災害扶助費第1目災害救助費第11節需要費のうち、被災住宅応急修理費といたしまして149万5,000円を計上させていただいております。こちらは、先ほどご説明申し上げましたとおり、台風第19号により被災した方への応急修理費でございます。

次に、同じ資料No.4の15ページ、16ページをお開き願います。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費第19節負担金補助及び交付金に500万円を計上させていただいております。これは、先ほどご説明申し上げました、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業補助金といたしまして、10件分の補正予算を計上させていただいております。

次に、同款第6項住宅費第1目住宅管理費第13節委託料に295万円を計上させていただいております。こちら先ほどご説明申し上げましたとおり、台風第19号により被災した市営住宅の災害復旧を行うための経費でございます。

次に、その財源となります歳入予算につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入ります。資料No.4の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

先ほどご説明申し上げました応急修理の財源といたしまして、第15款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金第6節災害救助費負担金717万9,000円のうち、被災住宅応急修理分といたしまして、歳出予算と同額の149万5,000円が含まれてございます。

恐れ入ります。次のページをごらんいただきたいと存じます。5ページ、6ページでございます。

第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金といたしまして1,025万1,000円が計上され、そのうち、説明欄記載のとおり、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業といたしまして、歳出予算と同額の500万円を計上させていただいております。

定住促進課からは以上でございます。よろしくご審査のほどをお願いいたします。

○山本委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 それでは、環境課から議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」についてご説明いたします。

資料No.3、No.4、No.5をご用意いたします。

まず初めに、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」の28ページをお開き願います。

「災害廃棄物処理事業及び施設災害復旧事業について」でございます。

1の概要であります。去る10月に発生しました台風第19号の大雨により、市内各所が冠水し、床上浸水や床下浸水などの被害がありました。この被害により生じた災害廃棄物については、現在、中倉の廃棄物埋立処分場に仮置きしておりますが、その処理を進めるため補正予算を計上するものでございます。

また、同じく台風第19号による大雨によって、塩竈市廃棄物埋立処分場の施設の一部も被災し、復旧修繕が必要となっております。その必要経費についても補正予算を計上しようとするものでございます。

2の補正内容でございますが、まず、(1)の災害廃棄物処理事業についてです。

災害廃棄物の収集・運搬につきましては、市職員の直営により回収作業を行っておりますが、その際に要した車両燃料費と消耗品費を計上するものです。現在、仮置き場に搬入した災害廃棄物を可燃物・不燃物・処理困難物等に分別を行うとともに、大型の可燃物については、破碎を行い、清掃工場へ運搬する際の費用と、不燃物の埋め立て作業に要する費用を委託費として計上するものでございます。

また、災害廃棄物に含まれます処理困難物、例えば、家電4品目である冷蔵庫・洗濯機・テ

レビなどのほか、市では処理できないタイヤ・消火器などの処理委託費も計上させていただいております。

さらに、冠水によって生じましたし尿くみ取り手数料を計上するものでございます。

(2) の塩竈市廃棄物埋立処分場の施設災害復旧事業でございますが、こちらは、廃棄物を登載した車両の重量を計測するためのトラックスケールの内部に大量の雨水が流入、冠水したことによりまして、一時、計測ができない状態となりましたことから、その復旧費用を計上するものでございます。

また、事務所棟の擁壁部分の土砂が水流によって洗い流され、一部が陥没している状態にありますことから、その復旧費用を計上しようとするものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、(1) 災害廃棄物処理事業の事業費として373万4,000円を、(2) の施設災害復旧事業の事業費として301万円を計上しておりますが、それぞれの財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

4. 今後の予定であります。補正予算をお認めいただければ、契約の手続を開始し、3月末までには終了させたいと考えております。

続きまして、資料No.4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」の13ページ、14ページをお開き願います。

まず、歳出予算からご説明いたします。

第4款衛生費第2項清掃費第2目塵芥処理費として73万4,000円を計上してございますが、第11節需要費に消耗品費として1万円、燃料費として5万5,000円を計上してございます。

第12節役務費に、し尿のくみ取り手数料として7万8,000円。第13節の委託料に、市では処理が困難な冷蔵庫・消火器などの処分費として59万1,000円を計上しております。

第4款衛生費第2項清掃費第3目清掃施設費の第13節委託料としまして300万円を計上しておりますが、こちらは廃棄物埋立処分場に仮置きしました災害廃棄物の分別等を行う費用として計上したものでございます。

以上、2つの科目の合計373万4,000円が災害廃棄物処理事業として計上しようとするものでございます。

続きまして、同じ資料No.4の21ページ、22ページをお開き願います。

第11款災害復旧費第3項その他公共施設・公用施設災害復旧費第1目公用施設・災害復旧費でございますが、先ほどご説明いたしました廃棄物埋立処分場のトラックスケールと公用施

設事務所棟の擁壁部分の災害復旧費用として、第15節の工事請負費に301万円を計上しようとするものでございます。

続きまして、歳入予算をご説明いたします。同じ資料No.4の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金の第2節清掃費補助金として186万7,000円を計上しております。これは、災害廃棄物処理事業費の2分の1の金額を国庫補助金として見込んでおります。

同じく第14款国庫支出金第2項国庫補助金第7目災害復旧費国庫補助金の第2節廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金として150万5,000円を計上しておりますが、こちらは、廃棄物埋立処分場の施設災害復旧事業費の2分の1の金額を国庫補助金として見込んでいるものでございます。

続きまして、同じ資料No.4の5ページと6ページをお開き願います。

第20款諸収入第4項雑入第6目雑入第2節雑入に資源物払下料といたしまして1万6,000円を計上しておりますが、こちらは、災害廃棄物の分別によって生じた鉄くず等の払い下げ料を見込んだものでございます。

同じページの第21款市債第1項市債第10目災害復旧費の第1節単独災害復旧債といたしまして1,450万円が計上されておりますが、説明欄にもございますとおり、このうちの150万円が廃棄物埋立処分場の廃棄物処理施設災害復旧事業費に係る被災分として計上したものでございます。

続きまして、資料No.3「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算」の4ページをお開き願います。

まず、4ページの上段にございます第2表 債務負担行為補正の追加についてでございます。

令和2年度の一般廃棄物処理関連の業務について、本年度内の一括契約を進めるため債務負担行為を設定するものでございます。なお、例年であれば、2月補正予算で債務負担行為限度額を計上し、随意契約により相手方事業者を決定しておりましたが、一定の公共性を取り入れるため、今回、12月補正予算にて計上させていただいたものでございます。

債務負担行為の追加補正を行うのは、清掃工場施設運転管理・残灰運搬等業務委託として8,000万円、中倉埋立処分場施設管理業務委託として1,700万円、資源物選別回収業務委託として7,000万円、生活ごみ・市民清掃収集運搬業務委託として1億6,600万円、浦戸地区粗大

ごみ収集運搬業務委託として170万7,000円、浦戸地区生活ごみ収集運搬業務委託として415万1,000円、以上の6件の契約を進めるため、債務負担行為限度額を設定しようとするものでございます。

続きまして、同じページの第3表 地方債補正の追加についてでございます。

第3表の下の行にあります単独災害復旧債1,450万円のうち150万円を、廃棄物処理施設災害復旧事業に係る分として追加補正しようとするものでございます。

以上が環境課にかかわる補正予算の内容になります。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 それでは、土木課関連の一般会計補正予算についてご説明いたします。

初めに、補正予算に係る事業の概要を説明させていただきます。恐れ入りますが、資料No.5の29ページをお開き願います。

初めに、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の概要となりますが、1にお示ししておりますとおり、令和元年台風第19号により、崩落した宮町地内ののり面について、国の補助事業を活用し対策工事を行うものです。この対策工事により再度の災害を防止し、当地区における市民生活の安定を図るため、補正予算を計上するものでございます。

続きまして、補正する内容でございますが、2の工事箇所は、塩竈市宮町五番地先で、崩落規模は幅約10メートル、高さ約10メートルとなります。

3. 工事内容は、測量調査設計及び法面工です。

4. 事業費及び財源内訳につきましては、事業費4,400万円で、県費2,200万円が米印1のとおり、国からの間接補助となります。地方債、公共事業等債が1,980万円で、一般財源が220万円となりますが、米印3のとおり、一般財源は、受益者から徴収する分担金の充当を予定しております。

5. 今後の予定ですが、令和2年1月に測量調査設計を行い、2月に工事の契約手続を行い、3月に工事着手いたしますが、工事は事故繰越で対応を予定しております。

6に工事箇所の位置を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

次に、同じ資料No.5の30ページをお開き願います。

「公共土木施設の災害復旧について」、ご説明申し上げます。

初めに、1. 概要ですが、令和元年台風第19号により被災した伊保石公園及び市道について、施設の災害復旧工事や道路上の土砂等の除去を速やかに図るため、補正予算を計上するもの

でございます。

2. 補正内容ですが、(1) 伊保石公園災害復旧事業ですが、①事業内容として、園路等災害復旧、L=約1.6メートル、②事業費及び財源内訳ですが、事業費は1,300万円で、財源内訳としては地方債、一般単独災害復旧事業債が1,300万円となります。③今後の予定ですが、令和2年1月に工事起工、2月に工事着手、3月に竣工するということとしております。

次に、(2) 伊保石公園がれき除去委託業務ですが、①事業内容として、倒木等及び土砂運搬処理です。②事業費及び財源内訳ですが、事業費は400万円で、財源内訳は一般財源が400万円となります。③今後の予定ですが、令和2年1月に委託業務を発注し、2月に着工、3月に業務完了する予定となっております。

次に、(3) 市道等土砂除去事業ですが、①事業内容として、市道等の土砂等除去です。②事業費及び財源内訳ですが、事業費は200万円で、財源内訳は一般財源200万円となります。③今後の予定ですが、12月に事業の精算手続を行ってまいります。

続きまして、補正予算のご説明をいたしますので、恐れ入りますが、資料No.4の15ページ、16ページをお開き願います。

初めに、歳出についてご説明いたします。

第8款土木費第1項土木管理費第3目災害関連事業費で、16ページ右側の事業内訳にありますように、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業として、第13節委託料に測量設計等委託料が1,000万円、第15節工事請負費に法面整備工事が3,400万円、それぞれ補正を計上しております。

続きまして、同じ款の第2項道路橋りょう費第2目道路維持費で、事業内訳にありますように、道路維持費、第13節委託料に路面補修等委託料200万円の増額補正を計上しております。

次に、第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費で、事業内訳にありますように、市道整備事業費、第15節工事請負費を3,000万円減額補正しております。こちらにつきましては、今年度、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市道新浜町泉沢線、松陽台楓町地区の舗装修繕を予定しておりましたが、国からの補助交付が得られなかったことから減額補正を計上するものでございます。

続きまして、同じ資料No.4の21ページ、22ページをごらん願います。

第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費第1目公共土木施設災害復旧費で、事業内訳にありますように、伊保石公園災害復旧事業として、第13節委託料、清掃業務委託料4,000

万円、第15節工事請負費、施設復旧工事費1,300万円をそれぞれ補正計上しております。

次に、財源となる歳入についてご説明いたします。

同じ資料No.4の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第4目土木費国庫補助金で、4ページの説明欄のとおり、社会資本整備総合交付金を1,650万円の減額補正を計上しております。

次に、第15款県支出金第2項県補助金第5目土木費県補助金で、説明欄のとおり、宮城県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金を、2,200万円を補正計上しております。

次に、資料No.4の5ページ、6ページをお開き願います。

第21款市債第1項市債第5目土木債で、説明欄のとおり、市道整備事業（社会資本整備総合交付金）、道路橋りょう債1,210万円の減額補正を計上させていただくものです。さらに、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、がけ地対策債1,980万円の補正計上をしております。

次に、第10目災害復旧債、伊保石公園災害復旧事業の単独災害復旧債について1,450万円を補正計上しております。

次に、地方債変更についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.3「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算」の4ページをお開き願います。

第3表 地方債補正、1. 追加。記載の目的、がけ地対策債及び単独災害復旧債について。限度額をそれぞれ1,980万円及び1,450万円のうち1,300万円を追加させていただいております。

次に、2. 変更。記載の目的、市道整備事業について、限度額3,240万円を4,450万円に変更するものでございます。

土木課からは以上となります。よろしくご審査のほどをお願いいたします。

○山本委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 それでは、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、下水道課に係るものについて、ご説明いたします。

資料番号4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」の15ページ、16ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

歳出であります。第8款土木費でございます。第8款土木費第5項都市計画費第4目下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金を6,337万1,000円の増額とするものでございます。

同じ資料No.4の5ページ、6ページをお開き願います。

歳入でありますけれども、第18款繰入金でございます。第18款繰入金第2項特別会計繰入金第2目下水道事業特別会計繰入金でございますが、下水道事業特別会計から一般会計への繰入金2,096万1,000円を増額補正として計上するものでございます。

事業の内容につきましては、後ほど、下水道事業特別会計補正予算におきまして、ご説明いたします。

下水道事業の一般会計に関する部分につきましては、以上でございます。

引き続きまして、議案第81号「令和元年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」について、ご説明いたします。

資料番号4の補正予算説明書38ページ、39ページをお開き願います。また、あわせて資料番号5の46ページもお開き願いたいと思います。

説明の都合上、歳出から説明させていただきます。資料番号4の38ページです。

総務費でございます。第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の3,817万1,000円を増額補正として計上するものでございます。

資料番号5の46ページの2.消費税及び地方消費税についてをごらんいただきたいんですが、当初予算では1,500万円の計上であったものを、平成30年度における確定申告の結果、5,317万1,000円の納税となりました。その主な要因につきましては、資料に書いてあるんですが、昨年度、工事請負業者が破産したことに伴いまして、執行不能になった工事の補償金が入ったことによりまして、課税収入が増加したものでございます。当初予算1,500万円が5,317万1,000円の納税ということで、差額の3,817万1,000円を今回補正予算として計上するものでございます。

資料No.4の40ページ、41ページにお戻りいただきたいと思います。

事業費でございます。第2款事業費第1項建設事業費第1目公共下水道築造費におきまして、下水道ストックマネジメント事業5,040万円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、また、資料No.5の46ページをごらんいただきたいと思います。

事業概要につきましては、昭和30年代から運用しております下水道施設につきまして、施設ごとのリスクを具体的に把握することによりまして、予防型の改修ですとか、事業費・改修費の平準化を図るといようなことで、より安定した事業運営をしたいということでの今回のリスク評価等の委託となっております。この既存の施設、既存ストックの有効活用を的確

に計画をするための予算でございます。

次に、資料No.4の42ページ、43ページをお開き願います。

諸支出金でございます。第6款諸支出金第1項繰出金第1目他会計繰出金でございますが、下水道事業特別会計から一般会計への繰出金でございます。これは平成30年度決算での黒字額、実際には、工事請負費等の請負差金などの不用額でございますが、その黒字額を一般会計へ戻し入れするというものになります。補正額は2,096万1,000円となります。先ほどご説明させていただきました一般会計補正予算の下水道事業特別会計繰入金と同額となっております。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料No.4の36ページ、37ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金第1項国庫補助金第1目下水道事業国庫補助金第1節公共下水道事業費補助金といたしまして、補正額2,520万円の増となっております。内容といたしましては、歳出でご説明させていただきました下水道ストックマネジメント事業に対する補助金でございます。

次に、第4款繰入金でございます。第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金としまして、補正額6,337万1,000円の増となっております。主な内容は、歳出でご説明させていただきました下水道ストックマネジメント事業の増です。

次に、第7款繰越金でございます。第7款繰越金第1項繰越金第1目繰越金としまして、第1節前年度繰越金2,096万1,000円の増となっております。歳出で説明させていただきました一般会計繰出金の増額となっております。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 続きまして、議案第85号「市道路線の認定について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.2の26ページをお開き願います。あわせて、資料No.5の93ページ、94ページもお開き願います。

市道路線の認定についてですが、認定する路線は、路線名、伊保石六号線及び石田2号線となります。これらは、提案理由のとおり、伊保石地区の災害公営住宅整備事業及び石田地区開発行爲により、公共施設（道路）が整備されたことに伴い、道路法第8条第2項の規定により、市道として認定しようとするものです。

資料No.5の93ページ、94ページに位置図をお示ししておりますので、後ほど、ごらんいただければと思います。

議案第85号の説明は以上となります。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○山本委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いします。阿部委員。

○阿部委員 阿部でございます。私から何点かお聞きしたいと思います。

議案第79号、一般会計補正予算の中で、資料No.4、土木費、15ページですね、土木費、災害関連事業費4,400万円の補正についての質疑になります。別資料ですと、資料No.5の29ページになります。

当該予算は、資料にもありますが、台風第19号による宮町地区の災害の対応ということで、国の補助事業を活用し、施工するものであるとしておりますけれども、現場を、私も確認をしてきましたが、神社の崖を背負い、近隣に住んでいる皆様は、ご心配な日々が続いているのかなと推測しております。それで、今回、直ちに将来の崩落危険を回避するために、国の間接補助を受けて施工することに対して評価をいたしております。

そこで、何点か質疑をさせていただきます。

こちら、本来、民の問題であることから、自治体の責任としては、関与は、基本的にはないと理解しておりますが、当局としては、どのようなお考えか、一度お聞かせいただけますでしょうか。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 そのとおりでございます。今回の崖崩れした土地及びそれに影響した土地それぞれは民有地でございます。本来は、当事者同士で解決する問題でございます。

以上となります。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。当事者同士ということですが、金額が金額ということもあるので、このような補助を使用してかなと思っておりますけれども、この間接補助制度を活用する条件について、もう一度、お話あれば、条件があれば、お伝えいただけますでしょうか。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 それでは、本事業の制度の概要についてご説明いたします。

激甚災害に伴い、崩落などが生じ、放置すれば、次期降雨等により被害を与えるおそれのあ

る場合、市町村が事業主体となって実施する緊急的な崩落防止工事について、国の補助等により修理を行うものでございます。この制度は、今回の台風第19号の被害により、宮城県が激甚災害に指定されたことで、特例的に活用できるものでございます。

また、今度の採択基準ですが、1、自然斜面、2、崖の高さが5メートル以上、3、保全対象の人家が2戸以上、4、1カ所の事業費が600万円以上となる。そういった条件となります。

以上でございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。そちら全部適しているということで、今回受け入れるということになったのかなと思いますけれども、こちらの被災された地権者2名ということで、先ほど一旦説明も補助指定を受けられるところだったのかなと思うんですけれども、この負担額が2,200万円であるということは、皆様も理解されている……（「220万円だよ」の声あり）220万円ということは理解をされていらっしゃるのかなということと、あわせて、近隣の市民の皆様への説明会などの開催とかはしているのか、または、これから予定しているのかなど、あれば教えていただけますでしょうか。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 それでは、ご説明いたします。

11月上旬に地元の町内会の代表の方々と協議いたしました。その際は、崖崩れ箇所の土地所有者の方も同席いただいております。ご本人からは、「崖下の所有者の方にご迷惑をかけているので、分担金については、自分が全額負担となってもやむを得ないので、この計画を進めてほしい。」という要請をいただいております。

説明会についてですが、今回の工事で受益を受ける方を対象に説明会をしたいと考えております。実施に当たりましては、町内会長さんとも相談し、進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ぜひとも、近隣の皆様も、これからまた雪が降る中でございますので、どうなっていくかということも心配されていらっしゃる方もいると思いますので、早急な対応をぜひともしていただければと思っております。

そこですけれども、たしか10月30日付で宮町町内会から、台風第19号による崖地崩落の復旧支援に対する要望書が提出されたということ、私もちょっと耳にしたんですけれども、

そちら、もしわかっていることがあれば教えていただけますでしょうか。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

文書については、そのとおり提出いただいております。町内会長さんから市長宛ての文書となっております。

以上でございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 そこでですけれども、その要望書の内容は、多分、ここは、今回、あくまでも崩落した崖地の復旧支援に関するものだったとお聞きしておりますけれども、その要望行動の中で、隣接する亀井邸の敷地を含んだ護岸地区が、鉄砲水というか、そのほか災害対策ですかね、総合治水対策も要望として出されているとは聞いているんですけれども、もしその内容があれば教えていただけますかね。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

10月30日付の要望書は、宮町5番の住人の宅地付近に限定された要望書となります。

ただし、町内会長さん方との打ち合わせの中では、そのようなことは伺っておりましたが、詳細についてはちょっと承知しておりません。

以上でございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。今回、4番地区に限定されて、今回は出ているものという理解はしておりますけれども、市の文化的遺産である、観光スポットとなっている亀井邸の敷地の一部が崩落したということも過去にあるそうです。なので、台風第19号の床上浸水被害を受けた世帯もあるということで、こちら、資料No.5の29ページの事業概要にも書いてあると思うんですけれども、「同地区における市民生活の安定を図ります」と書いてありますので、できれば、この一部とするのではなくて、もう少し広域で対策をしていったほうが、今後よろしいんじゃないかと思うんですけれども、今回は、激甚災害のこういう崖崩れ対策ということでこの一部となっていますけれども、これが終わった後でも、広域で少し見ていけるような対策制度をつくっていったほうが、今後よろしいんじゃないかなと思うんですけれども、もし当局からの見解があれば教えていただけますでしょうか。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 それでは、土砂災害防止法の部分について、ご説明いたしたいと思います。

土砂災害防止に向けた取り組みの背景としましては、土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しており、私たちの生活に大きな影響を与えております。その一方で、新たな宅地開発も進み、それに伴って土砂災害が発生するおそれがある危険な箇所も年々ふえ続けております。そのような全ての危険箇所を安全な状態にしていくためには、膨大な時間と費用が必要となっております。

このため、土砂災害防止法では、土砂災害から国民の生活を守るため、土砂災害のおそれのある地域について、危険箇所の周知、警戒避難体制の整備、宅地の新規立地の抑制、建物の構造規定のソフト対策を推進しようとしているものです。このため、土砂災害防止法による土砂災害危険区域に指定されたことで、危険箇所の工事を行うような趣旨とはなっておりません。

災害が心配される場合は、気象庁が発表する特別警報などの気象情報を市民に的確に伝達し、速やかな避難行動、命を守る最善の行動が行えるように、平時から周知してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうですね。情報の伝達は、もちろん市民の皆さんにしっかりと伝えていただければと思うんですが、たしか、浦戸桂島でも以前崖崩れが起きて、崖崩れに飲み込まれて被害に遭ったのを、私も現場を見たことがありますので、もう一度、ぜひとも全域で崖崩れのおそれのあるところを見直していただいて、あってからでは遅いですし、台風が来るから、じゃどうしましょうとなつては、迅速な対応が必要になってくると思うので、時間があるとき、もう一度、ぜひとも市内の状況を判断するのも1つかなと思いますので、今後とも、そんな対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは意見としてとってもらえればよいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料No.5の47ページ、寒風沢漁港災害復旧工事について、何点か質疑をさせていただきたいんですけども、先ほどのお話を聞くと、48ページの中身を見ると、下の図で、さっき地層の境界のところでは損傷があるということ、何か地層が変わるところで、多分損傷が大きく出ているということの結果だったと思うんですけども、これはほかの……多分、

こういう工事は寒風沢以外にも、もちろんされている中だと思うんですけども、その中でも、なぜここだけそういう事例が出るのかという、ちょっとしっくり落ちてこないで、この工事は本当に大丈夫だったのかというのが不安になるなと思います。

岩盤まではしっかり刺さってるということの認識で、調査もした上でこれを行って、こういう結果が出たということなんですよ。少し腑に落ちないので、説明いただけますかね。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

阿部委員のご指摘、なぜここだけというようなお話だと思うんですが、実は、この資料の右上にあります断面図をごらんいただきたいと思うんですが、この物揚場のものが地中までくいが刺さってまして、その上に物揚場が載っているという、いわゆる「栈橋式」という形式になってございます。

実は、浦戸諸島の中にあります土工関係で、この栈橋式というのが、この場所だけなんです。ほかの護岸工については、重力式というコンクリートそのものをつくり上げて脇から盛っていった固めるような形式をしていますので、こういったくいが刺さって載っているというのはここだけです。

ということで、ここだけ、こういった震災の爪跡と申しましょうか、外観ではわからなかった地中ぐいの損傷というのが生じていたというような調査結果が出ているという内容でございます。

以上です。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。1つお聞きしたいんですけども、なぜこの寒風沢漁港だけ栈橋式なのか、教えていただけますかね。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 端的に申し上げますと、こちらの漁港がチリ地震津波の、昭和30年代にできたということで、なぜここだけなのかというのは、実は、技術担当も解明はできなかったという状況です。

だから、多分、そのときの何らかの、例えば、地形の関係とか、あるいは、漁港の位置づけとか、あるいは……ほかは、岩盤が、例えば、浅くて、水深が浅いのでコンクリートつけやすいと。ここは深いので、地中まで掘って、くいを打って栈橋しなければいけないという、

そういう地形的な状況が、多分あったのではないかと、これも推察の域を出ないんですが、今となってみるとそういった形で、ここだけこういった形で整備したのではないかと考えているところです。

以上です。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。すると、またもとに戻せるように、国の予算を取ってということでございますけれども、これは、また直す際には、どういう、結局、もとのことをしたら、また同じことが起きると思うんですけれども、どういう対応をするんですか。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 基本的に災害復旧という形ですので、もとあったほうに戻すと。今回は、くいが原因で傾いてしまいましたので、新たなくいを打ち込むというような形で原型に戻すということですので、その形式を変えるというのは、そういった工事は難しいと思いますので、新しいくいを打つという考え方をもって、復旧に当たるという、そういった範囲内での工事になるということでございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 それで、課長。2点目を聞かせていただきたいんですけれども、例えば、それがまた五、六年後に、また沈んできたよとなったときというのは、どこが保障、お金は保障されるのかということと、こちらの工事を行う業者というのは、また同じ業者さんになるのかなという2点を教えていただけますでしょうか。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

手戻り工事の施工に当たっては、委員がご心配のような、基本的には沈下しないというような構造計算をもってきちんと設計をして施工するというのが1つです。

後段の、この手戻り工事の業者の受注というのは、どちらかという形ですけれども、基本的に、契約発注の際には、指名委員会が、その内容を決めるという形ですが、手戻り工事自体が、国の制度の内容が、同一工事内での手戻りという形になりますので、見方としては、現在受注している業者さんが、また受注するというようなことは、担当としては、今考えているところでございます。

以上です。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 いろいろとありがとうございました。それに対しても少し話をすると、本土が終わったのに、まだまだ我々は……ということを経験の当初のとき言ってましたので、やっとゴールが見えてきたところで、また延長ということがございますので、一日も早く災害復旧・復興工事を整えて終わっていただいて、また新たな生活に向けて進めていけるように全力で、ともに頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ほかに。伊勢委員。

○伊勢委員 最初に、議案第76号です。地方公営企業、下水道事業特別会計に対して行うということで、資料No.2ですか、関係する条例が出ております。資料No.2でいうと14ページ、15ページのところにそういった関連する条例が書かれております。

そこでお聞きしたいのは、条例本体は、今回出たわけですが、そうしますと、地方公営企業法の適用ということで進められていくんだろうと思うんですが、イメージ的には、例えば、市立病院ね、あるいは、水道企業会計などの、いわば、これからの独立採算の原則を踏まえて下水道事業を行っていくのかなというふうに思うんですが、その辺の地方公営企業法適用に応じた下水道事業、特別会計から企業会計に移る上での捉え方、考え方をちょっと教えていただければと思います。

○山本委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 伊勢委員のご質疑にお答えいたします。

特別会計から企業会計への捉え方ということでございますが、この企業会計、なぜ今、これに移行するかということ、まず説明させていただきますと、平成27年1月に総務省から総務大臣通知ということで、公営企業会計の適用をするようにということで、人口3万人以上の下水道事業に関しては、令和2年4月から、当時は平成32年4月から適用しなさいということで通知がありました。つまり要請通知といっても、期限が含められたというふうな背景がございます。

そこで、中途半端ですが、その移行ができませんと、その後の社会資本整備総合交付金の交付要件から外されるといったような背景もございました。それで、準備を整えて、やっておりますが、委員もご存じのとおり、現在の特別会計では、一般会計の繰入金等がないとなかなか特別会計の事業が成り立っていないというのは、ご存じかと思いますが、公営企業に移

行したとしてもその辺もありますので、一般会計からの繰入金をいただきながら運営していくというような対応になると思います。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その辺は、ちょっとはつきりさせておきたかったなと思うんですね。つまり、公営企業会計の関係で、移行しないと、社会資本整備総合交付金が来なくなるというのは、重大だと思うんだね。つまり、国の誘導政策ではないかなと、私的にはそう思うんです。だから、やむを得ず、そういうふうにせざるを得ない通知なり、法令があるんでしょから、それでやっていくということはわかるところがございます。

そこで、そういったことも踏まえて、一般会計からの繰り入れは継続をしていくと。そうすると、ものの考え方、捉え方なんですけれども、塩竈の下水道事業というのは、雨水並びに汚水という2つの事業、かなり大規模な、しかもこういった災害に対応した整備をかなりやってきたなというふうに思いますが、そうすると、そういう事業の関係で、それを前提として特別会計並みの、企業会計とはいえ、そういう対応ということで捉えていいのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○山本委員長 これはちょっと大事な問題ですので、答弁については、十分留意して答弁してください。佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 前段、下水道課長からも申し上げたところ、総務省の平成27年通知の背景なんですけれども、前段の部分として、若干説明不足があって、近年の公営企業をめぐる情勢というのは、施設の老朽化とか、そういった部分もございます。一方で、更新費でそういったものが、これからふえてくるわけなんですけれども、人口が減っていくということの中で、収入、そういったものを含めて、大変厳しい状況が予想されると。そういった全国的な厳しさを増す状況を踏まえて、経営の健全化というのが求められるので、まずは、公営企業会計に移行しないと、なかなか独立採算制の特別会計といったものについては、維持できなくなりますよというのが、全体的な部分として背景があるというふうなことがあります。

一方で、下水道事業については、雨水と汚水があります。基本的に、雨水については、これは別に、市側の、もともとの事業になりますので、これは国庫において措置するというふうな中身になります。

汚水については、これは私費が原則になります。今現在は、私ども、この汚水事業について、一部公費負担というふうなことで、25%ほどの市の負担をさせていただいておりますけれど

も、いずれ、そういった部分の負担については、前段申し上げましたように、一般会計からも、それぞれ、やっぱり負担が厳しくなってくる状況がありますので、基本的には、独立採算の原則から言うと、やっぱり下水道のほうの料金収入でやっていただきたいというのが、背景にあるかというふうに思います。

ただ、いずれ、その部分については、これからの経営健全化の中で、下水道の経営をどういった形の負担ができるかというのを、やっぱりできる限りコストダウンを図りながら進めていくというようなことも求められますので、まずは、それをやっていくというふうなことになると思います。

ただ、前段、下水道課長が申し上げた一般会計からの繰り入れについては、当面は、市民の下水道料金の水準を維持していくというふうなことがありますので、当面は、維持していくというふうなことにはなろうかなと思いますけれども、いずれは、そこは、一般会計と特別会計、あるいは、公営企業会計に移行した後、それぞれの経営状況を踏まえて、個別の判断をいただくというふうなことになろうかなと思います。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 当面は一般会計の繰り入れをもって下水道事業の、特に汚水ね、汚水の部分での対応方かなというふうに思います。

そこで、公営企業法適用ということになると、2つあると思うんですね。1つは、私ども、よく下水道事業なんかで目にする損益計算書かな、あるいは、貸借対照表、あるいは、経営計画というものが、当然、前提にあって、いわば、そういった公営企業法の準用になってくるのかなと思うんですね。ほかの自治体なんかを見ると、そういうものが前提になって進められているようなところが見受けられるんですが、そこら辺は、今後どういうふうになっていくんでしょうか。

○山本委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

今おっしゃった貸借対照表や損益計算書については、令和2年度からの予算編成においては、2月定例会のときにお示ししていくことになると思っております。

現在の進捗状況は、まず持っている施設の固定資産台帳を今、作成しておりまして、ちょうど、その最終精査を行っている段階で、2月定例会、それと1月の常任委員協議会までには、その辺、整理した上でご報告できるものというふうに考えております。

以上です。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。今度の2月定例会の中で出てくるというふうになるのかなと思います。

そこで、いろいろ課題・問題を抱えながらの移行なのかなというふうに捉えることなんですが、問題は、住民、あるいは、議会でのこういった、いわば、企業会計との関係で言うと、よく言われている民間企業のガバナンスとかね、最近では、政府のガバナンスも問題になっているようですけれども、こういうことも含めて、地方自治体をめぐるガバナンスをしっかりと自治体としても進めていくことが、よりこの問題・課題の、事業を進めていく上での基本かなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 公営企業会計に移行したという場合にあっては、基本的には、私どもの施設管理については、市が直接管理をしていくというふうに捉えておりますので、そこは、別に変わずに運用していくというふうなことになろうかなと思います。特に、雨水事業そのものもございまして、そこは、市民の生活に直結する施設でもございまして、直接管理をしていくことになると思います。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。これは、あと、いろいろ出た時点で、さまざま議論していただければよろしいのかなと思います。

次に、議案関係で、先ほど阿部委員からも質疑があった関係で、崖地の関係ね。前段、回答がございました。これは激甚災指定になったことにより、今回、基準があるのかな、5メートル以上、自然傾斜面というんですか、あるいは、2戸以上の崩落の危険というか、そういうことも含めて600万円以上かな、600万円の関係で対応できたというふうなお話です。

ちょっと調べてみると、この災害関連の関係で言うと2つあって、自然斜面、細かいことは省きますけれども、自然斜面で崖の高さが10メートル以上とか、自然斜面で5メートル以上とか、特例になると、特例というのは、つまり激甚災指定ということになると思うんですが、この2つの制度があるようなんですが、今回はどちらを運用したというふうに捉えていけばよいですか。ちょっとわからない。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

今の伊勢委員のご質疑ですが、先ほど10メートルとか、5メートルとかというお話ありましたが、こちらは急傾斜地の事業でございます、こちらについては、急傾斜地の指定に入りますと、県が事業主体となりまして整備するものとなっております。その際は、当然、受益者の負担金が求められる事業となっております。

それで、今回の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業というのは、また別事業となっております。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 別事業というのは、どういうことなんですか。県事業ではなく、国の事業として捉えていいのかどうか。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 今回の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業については、市町村が主体となって行う事業でございます。先ほどの急傾斜地の事業につきましては、県が主体となってやる事業でございます。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ぜひ対応方をよろしくをお願いをしたいと思います。これは、以上で終わらせていただきます。

それから、もう一つは、資料No.5の6ページかな、あるいは、道路の関係で減額ということで、具体的には松陽台から楓町に抜けていく部分のところで、減額補正というのは、ちょっと前段の産業建設常任委員協議会なり、今般の補正予算での減額になりましたけれども、これはやむを得ないところがあるのかなど。何か、社会資本整備総合交付金は、ちょっと対象にならなかったという話が前段ありましたけれども、しからば、なぜならなかったのかということと、今後の対応方だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

今回の整備する箇所につきましては、我々は、ぜひとも速やかに修繕工事をやりたいと思っておりますので、引き続き、工事をする計画を持っております。

それで、なぜ今回、社会資本整備総合交付金が使えなかったかと言いますと、今現在、国としましては、やはり重要構造物である橋梁のほうに予算を重点的に配分する傾向がございまして、今回のような舗装修繕につきましては、なかなかつきにくいというような状況で、今回は採択になっておりません。

今後の対応につきましては、さまざまな事業制度について研究して、そういった国・県の制度を活用しながら、速やかに整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。橋梁、橋ですね、橋のところの、いわば老朽化したものの補修というのかな、そういうところに宛てがうというのは理解しました。

次に、資料No.でちょっとお聞きしたいんですが、資料No.でいうと、債務負担行為が出ております。主に、資料No.3というところでね、環境課から……4ページですね。

ちょっと、これはこれで台風第19号関連なので、それは理解するところですが、懸念するところは、台風第19号でいろいろ中倉埋立処分場のほうに災害廃棄物というか、廃棄物が持ち込まれました。それを処理するというのは理解するところですが、延命策の関係でちょっとどうなのかなと。台風第19号被害があったにしても、あと3年4年というのかな、そういう話をちょっと承っているんで、今回の災害の関係で、出てきたものと中倉埋立処分場との、その辺の対応方、今後というのをちょっと教えていただければと思います。

○山本委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、伊勢委員から債務負担行為の関係でお話ありましたけれども、ごみ収集のほうは、災害のほうとは、特に関係のない話になります。債務負担行為は翌年度の委託業務の入札に係る部分になっていますので、こちらは災害とは関係ありません。

それで、今回の災害によりまして、中倉のほうに、結局、災害ごみが入るということになりますので、延命策の部分でどうなのかということでご質疑がございました。今回、水害による廃棄物がほとんどでございます。ほとんどのごみは、畳ですとか、じゅうたんですとか、ほとんどが可燃のごみが多くなっています。ただ、一部家具とかで金具のついたものですか、あるいは、スチール棚とか、そういったものも一部入っておりますので、スチール棚については、鉄くずとか、そういった部分で別に行く部分になるかと思っております。

例えば、埋めるものとなれば、やはり焼却した後の焼却灰とかそういったもので若干ふえるかなど。ただ、今回の災害でも、塩竈市の場合は、ごみの量がほかと比べますとそれほど多くはなかったということがありますので、若干ではございますけれども、延命のほうには支障は出るかとは思いますが、それほどではないかなと思っています。

○山本委員長 伊勢委員に申し上げます。これはあくまでも債務負担行為の問題ですので、延命化とは、また別問題ですので、質疑のほう、注意してください。伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

では、最後になるかと思いますが、資料No.5の47ページ、寒風沢ね、先ほど阿部委員からも、るる心配をする向きの質疑がございましたが、それはそういうことを踏まえつつ、工事期間中の、恐らく係留している船、寒風沢の皆さんの船なんかを係留したりして、浅海漁業を営んでいるのかなというのをちょっと考えざるを得ないんですが、工事期間中の対応方について、どのように対処されるのか。浅海漁業を営んでいる方々に対し、どういうふうに捉えていけばいいのか、ちょっと教えていただければと思います。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

工事期間中の漁業者への対応というお尋ねだと思います。こちらの工事期間中は、当然、この物揚場を使えないという形になりますので、その代がえが必要という考え方になりますが、恐れ入ります、それにつきましては、資料No.5の49ページの資料をごらんいただきたいと思うんですが、こちら、工事契約関係のもので、こちらの図面をちょっと流用させていただいて説明したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

この赤字のところはH-1mの物揚場になっておりまして、この図面の左端のほうに、ぼこぼこ出ている階段式物揚場というところがあります。ちょうど数字が書いてあるところですね。こちらの階段式物揚場が、幾つか出っ張っているところが4カ所あると思うんですが、こちらの階段式物揚場が既に竣工しましたので、漁業者の方々には、こちらのほうを使っていただくという形で、地元と調整は済んでおるところでございます。

以上です。

○伊勢委員 わかりました。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 私からも、今の寒風沢の件で、引き続き、疑問点を質疑させていただきます。

まず、これは、従来の岸壁のくいをそのまま使用してやっていたという解釈でよろしいですか。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 はい、ご指摘のとおりでございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 そして、その利用するということに、事前にそのくいの調査というのはしたんですか。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 事前に、目視できる範囲では確認をしております。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 目視でわかることはないでしょう。その辺がまず足りないのかなと。

それと、魚市場の、新建設のときも、結局、くいをそのまま残して古いくいを利用してということをやって、結局、始まったらだめなところがいっぱい出てきて、またやり直したというような経緯があるわけですよ。そういう経緯の、何ら参考にせずに、またやったのかなという感も否めないわけですね。

ですから、やっぱり目視でやったといたって、地中の中に圧倒的に入っているのが多いのに、目視でやったということでは、まことに手抜き以外の何物でもないのではないかなというふうに感じるわけですが、その辺の調査の責任というか、それはどなたがどういう形でやったんですか。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 委員のご指摘も何とも、そのとおりだと思いますが、基本的に、今回の地震で島全体の地盤も下がったという形で行ったので、例えば、この岸壁そのものが極端にそこだけが沈下したといった事情があったら、多分もっと詳しく説明したと思いますし、通常、くいは地中に埋まっている部分よりも海中にある部分のほうが普通は損耗、それが激しいこともありまして、工事の災害査定を受ける段階での査定設計の中には、そういった判断のもと反映したという形になります。

ただ、委員のご指摘のように、その際にしっかりと地盤も、例えば、ボーリング調査、あるいは、非破壊調査等をして確認すれば、こういう事態にならなかったのではないかとご指摘の点はそれはごもっともでございますので、もし今後、想像したくありませんが、こういっ

た事象のときには、参考にしていきたいと考えております。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 調査の方法はあるわけですね。後からわかったんだからね。だから、やっぱりそれがあるのであれば、事前にそういうことをきちんとやって、やっぱりね。後で国から金もらえるからまたやるんだと、市の手出しは要らないんだと、国から金もらってるからいいんだじゃなくて、国から来る金も税金なんですよ。ねえ、日本全国あちこちで災害が起きて、お金幾らあっても足りない状況の中で、平然と、「国から来てますから大丈夫です」、「塩竈市の負担はございません」という考えをね、根本にあったのでは、税金の無駄遣いはなくならないと思いますので、そここのところをよく自覚して、今後、仕事を進めていただければなと思います。

それと、続いて、下水道のところでお話をお聞きしたいと思いますけれども、資料No.5の6ページとあとは、資料No.4の15、16ページかな。

まず、公共企業会計への移行というところでの、先ほどね、課長から説明をるるお聞きしたんですが、何かいまいち要領を得ないなという感じがいたしまして、要は、この会計に移ることによってのメリット、デメリット、こういったものを、やっぱり市民の方にきちんと伝わるような表現方法をしていただければなど。

何か聞いていると、下水道事業特別会計が、今度、企業会計になって独立採算制を求められて、お金が足らなくなると、結局、住民負担がふえていきますよ、というようにところも何か見え隠れてしていたり、それを塩竈市の繰入金で賄いますよという表現はしてはいるものの、結局、その繰入金が無限大に認められていくのもどうか、その辺もわかりませんし、そういうところをね、しっかりと我々議員に対しても、また市民に対しても、そのメリット、デメリットを明確に伝えていただくということが必要ではないのかなと。

ましてや、塩竈市の場合は、地盤が悪いので、工事費がかかるので、下水道料金も高いんですとずっと言われ続けているわけですがけれども、そういう理由もね、やっぱりどうやって解決できるんだということをやっていかないと、悪いから仕方がないんですということで、ずっと高い金額を市民に押しつけていけば、塩竈市に移住してくることも、人も少なくなるわけだし。

それと、スマートシティとか、いろんな国の政策が出てきて、まちなか居住、確かにインフラを考えると、集中したほうが、インフラは維持費はかからないわけですね。ところが、

震災後、中心部から外れた、今まで山だったところが全部開発されて、住宅がいっぱい建ってる。そうすると、あと50年は、今のインフラを維持しなきゃいけないというような状況下にもあるわけですし、そういったところを、今後どういうふうに、塩竈市として住民負担が少なくなるような方法を考えていくのか。そういったこともきちんと示していただけないと、市民は安心して生活できないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本委員長 意見ですか。質疑……。関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

公営企業会計移行によりますメリット、デメリットでありますけれども、主な変更点としましては、予算書・決算書では、下水道事業の企業会計のイメージとしては、水道事業をイメージしていくような書類となるものでございます。

下水道事業と漁業集落排水事業、寒風沢島にございます施設を1つの事業としますので、一緒にするというので、一緒にの予算、決算ということになります。その中で、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成しまして、作成したものを公表するというふうになります。

移行による効果としましては、今、やっておりますが、固定資産、ポンプ場や管渠などの固定資産の資産を把握することによりまして、施設の長寿命化や将来の効果的な改築、更新計画等につなぐことができるのではないかと考えています。

先ほど、地盤が悪いというお話が出ましたが、地盤が悪いので、当初整備したときに沈下対策、どうしても下水道は高低差で自然流下させますから、その辺の沈下が起きないように支持ぐい、地盤改良のくいを、当初整備したときは費用がかかりました。今後は、改築となっていくというときには、管渠が損傷したりしての改築になりますので、もう一回くいをつくり直すとかというような費用はかからないというふうに思っております。

そのような中で、統一された会計方式、国全体で会計方式が統一されますので、ほかの団体との比較なんかもしやすくなるというふうに考えております。

そういうことによって、市民への影響がどのようなものがあるかということまで、一応考えておりまして、今後は、今言ったような改築の際のコストを低く抑えるとか、あと、年度間のでこぼがないように平準化を図るなどして、市民の方々の負担はなるべくないように、適正な負担になるようにということで考えていきたいと思っております。

その新しい新年度予算の財務指標につきましては、現在、製作中でありまして、12月の定例会、その前の1月の常任委員協議会で報告させていただければというふうに思っております。

以上です。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 もうちょっと簡単に説明してもらいたい。メリット、デメリットを聞いているんだから、どういうメリットがある、どういうデメリットがあるだけでいいんですよ。そういうふうにやらないと、市民の方は理解できませんよ。

それと、資料No.5の46ページには、下水道ストックマネジメント事業ということでうたっておりますけど、このストックマネジメント事業の「ストックマネジメント」とはどういうことを言っているのか、まずは、ちょっと教えていただけませんか。そして、それが、今後どういうふうに下水道会計の中で対応してくるのか。お願いします。

○山本委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

まず、ストックというのは、既存の施設というふうに置きかえていただければと思います。マネジメントというのは、まず……（「済みません。既存のストック、それは何ですかということを説明しないと」の声あり）

はい。既存のストックというのは、今、ある管渠ですとか、マンホール、ポンプ、機械設備のことを示しております。

そして、マネジメントといいますのは、まず、この施設が、今、どのような状況にあるかという現状を把握しまして、今後、どのような改修が必要になっていくかというところを把握して、それを壊れてからの補修ではなく予防、壊れる前に保全をして、結果的にライフサイクルコストを長くしたり、市民生活に影響が出ないようにというふうな考え方で改修を行っていく。その改修費用については、予防とか壊れてからではないので、予防という考え方から言えば、年度間のでこぼこをなくして平準化を図れるなど、その辺を含めてマネジメントしていく、計画的に行っていくというような内容になっております。

以上です。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 というのは、結局、改めて事業にうたわなくても、今までもやってきていることなんでしょう。今までやってきたことを、結局、だから、違うことも計画の中に入ってくるわけですか。

○山本委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今までは、どちらかというと、ふぐあい、故障が見つかったから対処をしていく対処型のほうが多かったと思っています。それは、施設の現状もなかなか把握できなかった部分もありまして、その辺も徹底的にというか、全部、一応、国の予算をいただいた上で……（「やるのね」の声あり）調査をして、そうすることによって、国の補助金をいただいて改修も行えるというふうな形になっております。

以上です。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、今まで予算がなくて十分に調査ができなかったと。今後は、予算が国からもらえるので、その辺を調査をきっちりやって、早めに壊れる前に、対処療法ではなくて、事前に改修をしていくという対処をするということですね。ならば、そういうふうにちゃんと、ここに文言に書いてもらえればわかりやすい。

その次、崖崩れの件なんですが、今度は資料No.5ですね、5ページに書いてありますけれども、29ページにも書いてありますけれども、確かに、今回は激甚災害でそういった補助金が出てやられることはわかりました。

ただし、今、塩竈市の中で崖崩れの危険と思われる場所のチェックはできているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

県の事業で、崖地5メートル以上と、あと傾斜30度、そういった条件のもとに基づきまして、全市的に調査を行っております。それで、土砂災害警戒区域につきましては、今のところ、砂防……済みません。土石流の箇所も含めて、現在、82カ所となっております。

それで、今現在、今年度調査し、説明会も行い、今年度7カ所を新たに追加するというような予定で、現状を把握しております。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 土地の所有者が、市内にいる人ばかりではないと思いますし、そういうところも含めて、やはり早急にやっついていかないと、実際に人的な被害が起きてからでは、これまた遅いわけですし、そういうことを含めると、結局、実際に被害が起きないと国からの補助金が出ないので、その修復もままならないという現状が、本当にもどかしさを感じるわけですけ

れども、どこまでもお金があつての作業になってくるので。

ただやっぱりそういうところをね、近隣の住民の方とそういう土地の所有者という方々との、やはり定期的に意見交換ぐらい、そのようなことをして、できるだけ予防対策を立てられるような方向で考えていただけたらどうなのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

今のご質疑でございますけれども、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域につきましては、先ほど、阿部委員にもお答えいたしました。危険箇所について、実際の法が整備するという趣旨となっておらず、危険区域の周知や警戒、避難体制の整備ということで、どちらかというとソフト事業となっております。

それで、周知につきましても、県のホームページにも土砂災害警戒区域のマップを記していますし、あとは、全てではありませんけれども、現地に土砂災害警戒区域の看板を県で設置しておりますので、これらの看板等の周知も促進していくように県と進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、私が言っているのは、それも市内に住んでいる方の場合はいいですけども、市外の方もいるわけですよね。そういった方、土地を所有している方に、塩竈市から、持っている土地がこういった崖崩れの危険箇所に指定されていますよという案内も必要だと思いますけれども、その辺はやられているんですか。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

今の委員からのご質疑でございますが、先ほどの土砂災害警戒区域の指定に当たりましては、住民の方への説明会ということで周知していると、県からは聞いております。

それで、今のご意見について、我々のほうでも県に一応報告して、今後、どのような対応ができるか、県と検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 県が周知作業をしているということですけども、土地の所有者全員に周知してい

るのか、その辺の確認を、やっぱり塩竈市がして、この場で、いや、担当がやってるから問題ありませんという答えを言えるような状況にしておかないと、まずいんじゃないですかね。

○山本委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 先ほどの指定に当たっての説明会の後、決定について通知しているということでございますので、以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。十二分に、人身事故が起きる前に、こういうことを防止できるような策を講じていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、次に、議案第79号の、同じ資料No.5から、27ページで、災害救助法に基づく応急修理と市営住宅の災害復旧についてというところで、これを見ていると、雨漏りが市営住宅であったと。これは、集合住宅での雨漏りなのかどうか、ちょっと確認させてください。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 志賀委員のご質疑にお答えさせていただきます。

雨漏りの箇所につきましては、8、15号棟とありまして、ちょっと読み上げさせていただきます。市営住宅で、新玉川住宅が2戸、新浜町住宅が3戸、庚塚住宅が2戸ということで、合計8戸の雨漏りを確認させていただいております。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 その雨漏りの状況というのは、どういう状況なのか。というのは、私もかつて集合住宅に住んでおりまして、踊り場から吹き込んできて天井が、私は3階に住んでいたんですけども、家の真ん中ぐらいまでクラックが入っていてね、新しい住宅なんですけど、クラックが入っていて雨漏りがしていたという経験があるんですよ。すると、もう直せないんですよ。

そういう状況か、どういう状況なのか。結局、予算が二百何十万円なんですけれども、この程度のもので、この雨漏りが防げるかどうか心配になったものですからお聞きしているわけなんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 今回の雨漏りですが、たまたま、かなり強い横風を受けての状況なのかなというふうに感じてございます。通常の雨ですと雨漏りというのが起きない住戸だった

んですが、今回、台風の影響によりまして、天井部分にちょっと染みがついたというような報告をいただいております。そういった部分で、今回、天井の汚れた部分とかを改修させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、天井部分というのは、一番上の階なのか、次の階なのかということで、その雨漏りの対策というのは、全然変わってくると思うんですけども、その辺はどうなんですか

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 天井の部分ということで報告いただいておりますが、恐らくなんですが、一番上の階だけではないのかなとは思っておりますが、現場確認しながら、またご報告させていただきたいと思います。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 予算取ったのだからさ、現場確認してから予算取ってください。ね。はい。

○山本委員長 いいですか。志賀委員。

○志賀委員 あと、資料No.5ですね、35ページ、地域おこし協力隊のことでちょっと確認させてください。

平成27年から、この事業が開始しまして、現在、3名の方が仕事についていらっしゃるということはわかりました。今回また新たに2名の方が応募しているというところで、この事業というのは、まず最終的な目標をどこに置いているのか。

それと、ノリと刺し網だけしか、漁業としてここに書いてないんだけど、昆布、ワカメもこの湾内で養殖をしているわけですけども、むしろ単純に考えると、昆布、ワカメのほうが仕事としてはとりつきやすいのかなと。刺し網というのは、漁のよしあしでかなり生活が不安定な業種になってくるのかなというふうに感じているわけですけども、その辺、どのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○山本委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

まず、前段のこの事業の最終的な目的、狙いにつきましては、手段としてそういう1次産業に従事していただいて、最終的には、やっぱり地域に定着していただくと、お住まいいただ

くということを狙いとしております。

あと、もう一つ、委員のご指摘の従事する漁業種を広げたらどうだというお話については、とにかく、今は、刺し網とノリがメインということで、私たちの捉えている情報によりますと、カキの養殖事業も、ちょっと視野に入れたいというお話、あと、ワカメ、昆布についてはお話をいたしてるところですけれども、とりあえず受け入れとなる漁協さんのほうでまだ手上げはなさってないという状況ですし、こちらは1次産業にかかわらず、例えば、島おこしのいろんな島めぐりの立案をしたり、あるいは、イベントをしたりといったような事業についても、可能です。ですので、市全体としてどういった呼び込む業種がふさわしいのか、また改めて検討させていただいて、実りあるような事業にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 こういった隊員の定着というのは、結局、1年たってどれだけの収入が得られるかというところに尽きると思うんですね。確かに、海の上の仕事なので、冬場が辛い仕事になりますし、そういう時期の仕事も圧倒的に養殖業の場合が多いわけで、そういったところでの自分の持ち分、取り分のね、幾ら取れるのか、これだけ苦労してというところになるので、やはりこういうことをやるとどれだけの収入が得られるんだなということを体験させて早く把握していただいて、そして、これだけもらえるんならじゃあとと思っていただけるような仕組みづくりをしっかりと構築していただいて、一人でも多くの方に定着していただければいいなど、ちゃんとフォローしていただければと思いますので、以上で私の質疑を終わります。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 資料No.5の41ページ、塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業についてですが、これは、平成30年度から始まって、平成30年度107名の方が塩竈市に移住していただいたという事業であります、ことしに入って既に36件がこの子育て住宅取得の事業を利用されていると。

お聞きしたいのですが、限られた土地ですので、当然、新築というの、だんだん限りあっていくんじゃないかなと思います。それで、今、空き家とか、それから増築、中古物件というの、これから広がっていくのではないかなと思っておりますが、この受け付けた36件とい

う方たちは、こういった中身の住宅を取得されているのか、お聞きしたいと思います。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 浅野委員にお答えいたします。

きょう現在ですが、実際は39件で141の方が転入の予定となっております。

今年度の内容でございますが、中古住宅の方が2件ございます。そのほかは新築住宅の方が12棟、新築住宅というよりは、建て売りになるんですかね、建て売りの住宅を購入した方が12件、ご自分で土地を探して建てたという方が26件というような形に、今現在、なっております。

ちなみになんですけれども、去年は中古住宅5件ございました。

以上でございます。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。特に、子育て世帯の方たちが移住していらっしゃるというのをお聞きして、子供たち、また若い方たちが塩竈市にふえてらっしゃるのは、大変うれしいなと思っております。

今後の見込みとして、今、10件として補正を組まれておりますが、この見込みの10件というのはどういったところから見込まれているのでしょうか。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 浅野委員にお答えいたします。

現時点で、今後、月別ごとの件数なんかを予測しながら、やらせていただいております。前回、産業建設常任委員協議会でも、ちょっとお話しさせていただいたんですが、既存予算も活用させていただきながら、今回の補正予算と、既にほかの事業で予算化させていただいている事業などもあわせながら対応していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひこういった事業が皆さんに喜んでいただけるようお願いしたいと思います。

もう一点だけお聞きいたします。同じ資料No.5の46ページ、先ほど来、下水道のストックマネジメント事業についてお尋ねがありました。私からも簡単にお聞きしたいんですが、今回、企業会計になるということで、当然、市民に対するこれからの負担増の心配もございまして、

それから、これまでも水道と下水と一緒に請求され、市民の方には、ややもすると「塩竈市の水道料金高いね」ということがよく聞かれておりますけれども、下水道の使用される水道水、水のことも合わせての請求ですので、当然とは思いますが、今後は、一般会計からの、これまでのように繰り入れをするというようなお話ですが、例えば、市立病院とかであれば限度額とかルール分とかいろいろありますが、そういうような規定なんかも、今後出てくるのか。もちろん、それは今、公営企業法の部分とも重なったような質疑になってしまいましたが、そういったものがどこまで考えられているのか。

それから、雨水の部分とそれから下水の汚水の部分、分離しているとは、お聞きしてはいますが、たしか、先輩たちのお話をお聞きしますと、「下水の部分にも雨水が若干2割とか3割入って、そういった部分は公共の部分として見ていくんだ」というような話も先輩たちに伺っているんですが、私が議員になる前の話だったので、はっきりしたことはよくわかりません。その辺、教えていただければと思います。

○山本委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 前段のご質疑に関しましては、これから予算編成等を行うので、余りそういう会計が公営企業化でどうなるのかという点を含めまして、それらの説明は特に……。

繰り入れのほうは、総務省で示されている繰出基準があつて、基準内と基準外というふうに捉えますので、ただあくまでも、その辺のことは、その部分もあるかと思っておりますので、財政課と協議してまいりたいというふうに思っております。

あと、後段のほうの分担率は私もちよつと初耳というか、2割3割初耳で、雨水工事、汚水処理という……。

○山本委員長 浅野委員が質疑しているのは、下水道の公営企業会計移行に伴うところの、システムを聞いているわけで、基本的なことを、今、聞いているわけね。さっきの伊勢委員も同じなんだけれども、もう少し、我々、委員会の委員にもそんなところが正しく伝わっていないんだよね。それがもう来年4月1日からスタートとなると。本当に大丈夫なのと。

あと、志賀委員も言ったけれども、住民に対する説明、あとは、ガバナンスの問題、そういったのが、何かいま一つ曖昧としているんです。残念ながら。

佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 前段申し上げたとおり、今回、4月1日に向けて、公営企業会計に移行されるように進めております。基本的には、前段申し上げましたように、人口減少とか、そういっ

た部分があるので、企業会計による、より適正化というのが求められているのが背景にございます。

一方で、塩竈市の場合、前段、志賀委員のご質疑のときにもあったように、もともと下水道の汚水部として、地盤が悪くて、それがゆえに高くなっているというふうな部分があって、それは、本市独自の背景ということになります。ここについては、これまでの汚水について、資本費に一定割合を繰出金という形で繰り入れしながら料金を下げるというふうなことで、市民負担のないように取り組んできたということになります。

今回、公営企業会計に移行に際して、こういった基本的なところがどうなるんだというところだと思うんですけども、まずは、国として、雨水そのものについては、従来から公費負担ということは変わりがございますので、我々からすると、本来、公費負担の雨水事業が企業会計になじむのかというふうなことがあるんですけども、ちょっと制度のつくり方として各省庁ごとの事業が、例えば、下水道事業ということで雨水と汚水が混じっている場合は、公営企業会計には全て事業を移しなさいというふうな仕組みになっているので、本来であれば、一般会計ですべき雨水事業についても下水道事業という位置づけになっているので、公営企業会計に便宜上、もう入れるしかないというふうなことになります。ですので、ほかの公営企業と違うのは、そこが一番大きな要因となります。

それから、雨水については、本来であれば、我々から見ても公営企業会計になじむものではないんですけども、国の仕組み上、そういうふうにやれというふうなことになっているので、ここはちょっと例外的なことになります。この分については、全粋、当然、市費負担になるので、その雨水については、従来どおり市負担でやるというふうなことになります。

一方で、汚水事業については、もともと私費負担ということで料金でもって運営するという中身になります。これまで、その一部について繰出金というふうな対応でしてきていますけれども、そこはできる限り独立採算制でやってくれというのが、一般会計からの、今後、求められる要請となっていますので、我々としては、何とか経営をやりくりしながら、できる限り一般会計から負担にならないように、なおかつ市民からも負担にならないようなところを、経営の中で健全性をやりながら求めていくというふうな中身になります。

以上です。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 まだ、これからいろいろという部分ですね。

このストックマネジメント事業、先ほどどういった、施設のリスクと言いましたけれども、マンホールとか、管渠とか、それからポンプ場とかと、これは汚水に関するものですが、今の部長のお話にもあったように、雨水の部分はね、これまでずっと公費負担だったと。ただ、便宜上というか、これも一緒に、今回、企業会計に入れるとなってくると、このストックマネジメント事業の中に塩竈市独自の宅内貯留、この施設については、今回のこういったマネジメントの中に加わって調べるのかどうか。

大分前にもうできあがっているところは、今、大分技術が進んできたんですけれども、昔の部分は、何かすぐに詰まったりまた浅かったり、初めのほうの部分はなかなか宅内貯留がうまく機能していないというお宅も結構あると聞いています。決算なんかでお聞きしますと、まだ予定の約5割ぐらいしかやってないと。震災があったために、ちょっとストップして、年に一、二件で、希望はたくさん多いというふうに聞いていますが、今後、そういった意味での宅内貯留、特に今回の台風第19号のときは、マンホールからの水があふれる雨水の被害がかなりあって、国もそういった内水排水事業に予算をつけていくというふうに出ていますし、特に、2020年度に防災・減災の国土強靱のための3カ年の対策がいよいよ終わろうとしております。

その中で大きな災害が、今、毎年起こってきて、塩竈市が大分前にこの宅内貯留を全国にも先駆けて行ったすばらしい事業でありますので、今回、この企業会計になったときに、この雨水関係の部分の施設に関してもどのような対応をしていくのか、お聞きしたいと思います。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 基本的には、ストックマネジメントの計画そのものは、下水道に係る施設全般についてマネジメントしていくというふうなことになります。

ただ、今、お話のあった宅内貯留、そういった部分の維持管理について、これはもともと民間方に委ねているというふうなことになりますけれども、その更新等を含めた部分については、今回のストックマネジメント作業の中に、具体的にどう入るかというところまでは、まだ詰めてないという形になります。まずは、私どもの直接管理している市の施設、例えば、市の施設で宅内貯留機能を持っているような、例えば、学校とかそういったものであれば別なんですけれども、まずもって、市が直接所有している部分についてを基本にマネジメントの計画をつくっていくというふうなことになります。

○山本委員長 いいですか。

○浅野委員 はい。わかりました。

○山本委員長 私からも、下水道については、さきの一般質問でも言いましたように、下水道料金は高いということが市民に浸透しております。それはなぜかという、それは市から明確な説明が足りない。今回、企業会計へ移行となれば、当然、料金に反映されます。ですから、前段の意見とあわせて、前段の市民に対する説明というものを誠意を持ってやっていただきたいということを、私からも要望しておきます。

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前12時23分 休憩

午前12時23分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第76号及び第77号、第79号、第81号、第85号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 挙手全員であります。よって、議案第76号及び第77号、第79号、第81号、第85号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前12時24分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 山本 進